

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. 1</p>	<p>「銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集について</p>	<p>令和4年2月17日</p> <p>生活安全局</p>
<p>1 趣旨</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号。以下「銃刀法施行規則」という。）を改正するに当たり、その改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。</p> <p>2 期間</p> <p>令和4年2月18日（金）から令和4年3月19日（土）までの間</p> <p>3 改正案の概要</p> <p>(1) 認知機能検査の方法等の見直し</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という。）上、銃砲等又は刀剣類の所持許可又はその更新を受けようとする75歳以上の者は、都道府県公安委員会が行う認知機能検査を受けなければならない、その方法等については銃刀法施行規則に定められている。</p> <p>今般、令和2年度に警察庁が実施した調査研究（※1）を踏まえ、道路交通法上の認知機能検査の方法等が見直されるところ、銃刀法上の認知機能検査についても、その方法及び検査結果の判断基準を同様に改めることとする。</p> <p>※1 「改正道路交通法（高齢運転者対策・第二種免許等の受験資格の見直し）の施行に向けた調査研究」</p> <p>(2) 認知機能検査を受けたものとみなされる検査の追加</p> <p>銃砲等又は刀剣類の所持許可又はその更新を受けようとする者から、道路交通法上の認知機能検査を受けたことを証明する書類の提示があった場合、当該者については、銃刀法上の認知機能検査を受けたものとみなすこととされている。</p> <p>道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）により、道路交通法上の認知機能検査と同等の効果がある方法と認められる「運転免許取得者等検査」が設けられたところ、当該検査を受けたことを証明する書類の提示があった場合にも、銃刀法上の認知機能検査を受けたものとみなすこととする。</p> <p>4 施行期日</p> <p>令和4年5月13日予定</p>		

1 概要

(1) サイバー捜査部門

各都道府県警察の警察職員3名1チームが、事案の認知から被疑者特定の流れに配意した設問について正答数を競うもの。今年度は、各都道府県警察から2チーム（いずれかのチームに女性職員を1名以上を含むこと）が参加。予選出場94チーム中、成績上位16チームが決勝進出。

(2) 情報技術解析部門

各管区等又は府県（方面）情報技術解析課の警察庁技官各1名が、デジタル・フォレンジック及びサイバー攻撃対策に関する実践的な知見を問う設問の正答数を競うもの。予選出場58名中、成績上位9名が決勝進出。

2 開催日

サイバー捜査部門：令和4年2月15日（火）

情報技術解析部門：令和4年2月8日（火）

3 出場所属

(1) サイバー捜査部門（予選成績上位16チーム）

宮城県警察、警視庁、茨城県警察、群馬県警察、埼玉県警察、千葉県警察、神奈川県警察、石川県警察、愛知県警察、大阪府警察、兵庫県警察、鳥取県警察、広島県警察、香川県警察

※茨城県警察、神奈川県警察は2チームが決勝進出

(2) 情報技術解析部門（予選成績上位9名）

北海道警察情報通信部、釧路方面情報通信部、東京都警察情報通信部、群馬県情報通信部、千葉県情報通信部、神奈川県情報通信部、石川県情報通信部、愛知県情報通信部、大分県情報通信部

4 開催結果

(1) サイバー捜査部門

優勝：広島県警察

第2位：群馬県警察

第3位：石川県警察

(2) 情報技術解析部門

優勝：北海道警察情報通信部

第2位：愛知県情報通信部

第3位：東京都警察情報通信部